

ぎふ建設人材育成リーディング企業認定マークについて

1. 趣旨

認定企業は、労働環境の改善等に積極的に取り組み、設立を受けていることをPRするため、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定マーク」（以下、「認定マーク」とする。）を使用することができます。

2. 使用者

使用開始予定日において、ぎふ建設人材育成リーディング企業の認定を受けている業者

3. 使用の方法

「様式第1号ぎふ建設人材育成リーディング企業認定マーク使用承認申請書」を下記の宛先に提出し、県が承認した場合「認定マーク」を使用することができます。

4. 使用の範囲

- ・業者の施設等への表示
- ・業者のホームページ又はパンフレット、名刺への表示
- ・その他県が使用を適正と認める場合等

5. 使用期間

「認定マーク」の使用承認を受けた日から、その使用承認を受けた日における認定の有効期間満了日まで。

※1：既に「認定マーク」の承認を受けている業者で、ランク変更申請や更新申請でランクが変更となった場合については、再度使用承認申請を行っていただく必要があります。

※2：既に「認定マーク」の承認を受けている業者で、更新申請の結果、従前とランクが変わらない場合については、引き続き「認定マーク」を使用することができます。

6. 使用料

無料

7. 注意事項

それぞれの認定ランクに応じた「認定マーク」を使用していただきますようよろしくお願いします。

7. 問い合わせ先・提出先

岐阜県 県土整備部 技術検査課 建設人材育成係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-8499 (土日・祝日を除く 8時30分から 17時15分まで)